

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
 (株)ライズワーク 宜野湾市上原1-23-1
 76001159 代表者 長山 和秀
 (測量、土木関係コンサルタント、調査)
- 2 指名停止期間
 平成29年9月12日 ～ 平成29年10月11日 (1か月)
- 3 指名停止措置の範囲
 沖縄県が発注する全ての測量及び建設コンサルタント等業務(下請けを含む)
- 4 事実概要
 (株)ライズワークは、中部土木事務所発注の「H29県道20号線(泡瀬工区)磁気探査業務委託(その8)」において、平成29年8月8日付けで落札したにもかかわらず、技術者の配置が困難であることを理由に契約締結を辞退した。
- 5 指名停止措置理由
 本件については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第13号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
 別表第2(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為等) 13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内